

長崎市消防局が行う転院搬送の要請に関する要領

第1 目的

この要領は、転院搬送における国の指針に基づき、長崎市消防局が行う医療機関から他の医療機関へ傷病者を搬送する事案（以下「転院搬送」という。）の要請基準を定めるとともに、その要請に関する手続きを明らかにすることにより、救急車の適正利用の推進に資することを目的とする。

第2 要請基準

転院搬送は、次の条件に全て該当する傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師の判断により実施するものとする。

- (1) 緊急に処置が必要なこと。
- (2) 高度医療が必要な傷病者、専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。
- (3) 医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段により搬送できないこと。

第3 搬送先医療機関

- (1) 搬送先医療機関は、原則として、長崎市消防局管内（長崎市、長与町及び時津町）の医療機関とする。
- (2) 要請元医療機関は、あらかじめ搬送先医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。

第4 転院搬送依頼書

- (1) 要請元医療機関は、別記様式（転院搬送依頼書）に必要事項を記入し、救急隊員に提出すること。
- (2) 救急隊員が回収した転院搬送依頼書は、長崎市消防局が集約し、保管をする。

第5 医師等の同乗

転院搬送は、要請元医療機関がその管理と責任の下で搬送を行うため、原則として、要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。

第6 その他

この要領は、必要の都度、見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。